

# 平成31（2019）年度第3回伊丹市男女共同参画審議会

## 議事録

【開催日時】令和元年（2019年）年10月15日（金）午後1時30分～3時30分

【開催場所】伊丹市役所 議会棟3階 議員総会室

【出席委員】西尾委員、武本委員、石崎委員、乾委員、加藤委員、山中委員

（以上6名、順不同）

【欠席委員】なし

【事務局】多田市民自治部長、浜田共生推進室長、松本同和・人権推進課長、同和・人権推進課職員

【関係者】田中共生推進室男女共同参画担当主幹

【署名委員】山中委員、石崎委員

【傍聴者】2人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 会議録署名人の指名
- 3 傍聴定員の決定及び傍聴者の入場
- 4 議題
  - (1) 第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について  
（第3期計画案の素案の検討）
  - (2) その他
- 5 次回の日程、その他連絡事項
- 6 閉会

【会議内容】（要旨）

- 1 開会
- 2 会議録署名人の指名
  - ・西尾会長より、山中委員と石崎委員を指名
- 3 傍聴定員の決定及び傍聴者の入場
  - ・傍聴人2名入場
- 4 議題
  - (1) 第3期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について  
（第3期計画案の素案の検討）  
（事務局より、第2回審議会後に各委員から出された課題及び審議会後に出された、各委員からの意見と市の考え方についての説明、DV被害の相談・支援の流れを示

したフローチャートについての説明後、質疑応答や意見交換。その後、計画本文案の内容確認と質疑・意見交換。)

会長：第2回審議会が出された課題及び審議会後に出された、各委員からの意見と市の考え方についてと支援の流れを示したフローチャートについてのご意見、ご質問等をお願いしたい。

#### ■フローチャートについて

委員：被害者の目に届かないといけないと思うが、加害者が見るといことも考えて作った方がいいのではないかと推測されるのではないかと。ただ、被害者の方からすれば、ここに行ったらこういった相談が受けられるといった声はよく聞く。フローチャートをどう考えたら、一番いいのか悩ましい。

会長：具体的には、名称が書かれている機関に、加害者から問い合わせが入るなどといった可能性があるということでしょうか。

委員：そのとおりである。ここに問い合わせれば分かるといった予想がつくような書き方はしない方がいいのではないかと。

事務局：「伊丹市配偶者暴力相談支援センター」以外は、特定の固有名詞は入っていない。しかし、委員のおっしゃるとおり、特定されてしまうといった可能性はある。ただ、各関係機関が被害者を支援していると分かるフローチャートをとということで、第2回の審議会で見解が出たため、案を作成した。被害者の安心・安全を守りつつ、流れが分かるようなフローチャートとは、どのようなものか悩ましいとことではある。この箇所は具体的すぎるといったことがあれば、ご教授願いたい。

委員：「ここに住んでいる」といったことに結び付く箇所は削除してもよいのではないかと。相談に行くところと言えば、「待ち伏せ」という可能性もあるが、「一時保護」と書かれているところは、「ここにいるのでは？」ということが分かってしまうため、「一時保護」という言葉を削除してはどうか。「生活支援施設」というのも、暮らしているイメージがあるため、加害者に分かってしまうのではないかと。

副会長：2点ある。1点目は、被害者から警察への直接の矢印がないことである。「通報」と書かれてしまうと、ハードルが高いかなど。昔は、警察は動いてくれなかったが、今は、DV案件で逮捕ということもある。よって、被害者から警察への相談という

矢印もつけることはいかがか。

2点目は、「被害者の支援、安全、自立」の箇所、「家庭裁判所の離婚調停」の箇所であるが、「婚姻費用の調停」を入れるべきではないか。「婚姻費用」とは、離婚するまでの生活費のことで、実際に、被害者自身も離婚するまでの生活費のことを失念されていることが多い。正式名称で言えば、「婚姻費用分担調停」であるが、分担まではいらなかなと。「婚姻費用」という言葉が馴染みにくいので、「生活費」という言葉でもいいが、そういったことが分かる言葉を入れるべきである。

会長：これ以上なければ、次の議題に進みたいがよろしいか。

各委員：異議なし。

### ■第3期計画（案）に関する各委員の意見と、市の考えについて（第2回審議会以降）

会長：ご意見、ご質問等をお願いしたい。特になければ、全体を通して意見を求めるので、そこをお願いしたいがよろしいか。

各委員：異議なし。

### ■本文案について

会長：作成した本文案について事務局より説明をお願いしたい。

事務局：本文案について説明

会長：それでは、全委員で、最後のページまで共通理解を行うため、一定の章ごとに一定の時間で区切り、全項目の内容確認を行いたい。

それでは、各委員、内容確認をお願いしたい。

委員：P2の「配偶者等からの暴力（DV）とは」を四角で囲ったのには何か意味や目的があるのか。

また、P5の「デートDV 年齢別」のグラフで、内訳を指す線の先が間違っているのではないか。

事務局：委員ご指摘のとおり、矢印の方向が間違っているため、修正する。

また、P2の「配偶者等からの暴力（DV）とは」を四角で囲った理由として、次のP3において暴力の種類別の割合を掲載していることもあり、定義的な意味で直前の文章と区別して掲載しており、前回計画の時にも同様にしている。

会長：委員同様、四角で囲っていると、どこからか抜粋してきたのかと、そういうイメージになる。ですので、そういったことであれば資料の出典を入れるべきではないかと思った。そうでないのであれば、誤解を生むといったことにつながるのではと危惧するが、いかがか。

委員：法律用語ではなくて、一般的な言葉であるということを言いたいのか。

事務局：「配偶者暴力防止法」では、「配偶者からの暴力」をここに記載されているとおりに定義している。一般的な言葉ということではなく、保護命令の申し立てについても、対象となる暴力は違うといったことを掲載している。資料の出典というより、注釈の固まりというイメージである。

委員：ただ、法律の対象となるのが、配偶者は「事実婚」であるとか、「生活を共にする」といったことである。長文である法律を読むのは、大変なので、こういった形でまとめてあるのはいいと思う。特に同棲している学生達は、「DV防止法」の対象となるとは思っていないので。

会長：まとめ方については、問題はないと思う。それとは別に、四角で囲むということで見やすいが、市としては、DVとはこのような認識だということによろしいか。

事務局：この前提を基に、計画の文章を作成しているが、他からの完全な抜粋でもない。

委員：それでは、「参考」にしてはいかがか。

事務局：事務局の方で、市として解説しているような表現に工夫する。

委員：まとめ方が分かりにくいと思う。一般の方がこれを見て、分かるのか疑問に思う。表現の見直しは必須であると考える。

委員：生命等に対する脅迫とか何か、具体的な例があると分かりやすいのではないか。

会長：それでは、次の章（P3～P9（現状と課題、第3期計画の体系））まで、各委員で確認し、その後、意見等をお願いしたい。

会長：P8の文頭には、小見出しとして「総括」とかの文言は入れるのか。

事務局：前のページの第2期計画における取組状況と課題の表を受けて、課題がなぜ残ったかを文章としており、小見出しの適切な文言も各委員からご意見いただきたい。

会長：P7は表としては1ページで完結されており、続きとしてP8に掲載されている。見方として、P7とP8は別々のものではないかと見えてしまう。  
よって、P8の文書初めに、P7の「総括である」というような文言があれば、分かりやすいのではないか。

委員：課題が残っているということが記載されているのであれば、「課題」でよいのではないか。

また、P8の（基本目標Ⅲ）の箇所に最後に書いてある、「グループの立ち上げには至りませんでした。」だと、課題にならないため、「グループは必要である。」という記載の仕方がよいのではないか。

事務局：文章中には、「出来なかったこと」だけを書いているわけではなく、「出来た」ことも書いてある。また、P7の小見出しに「現状と課題」となっているため、重複するのではないかと思われる。  
あくまで、第2期計画における評価・分析を解説した文章を掲載している。

委員：「第3期に向けて」とか「今後の取組」とかは、いかがか。

また、「至りませんでした。」で終わるのでなく、その後続く文言を入れてみてはいかがか。

会長：1つは、P8の最初に小見出し的なものを入れる。委員指摘の「至りませんでした。」で終わるのでなく、第3期に向けてなにか一言を入れるということによろしいか。  
事務局、よろしいか。

事務局：はい。

会長：他、体系表とはいかがか。

委員：体系表ではないが、P4の「被害者の対応」のグラフについて、「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が多いが、これについて、どう対応するのかがどこにも書かれていないが、どうするのか。

事務局：資料でつけていた、「平成27年度の市民意識調査」の中から抜粋したものである。

回答した方の追跡調査は難しい。

委員：相談が出来なかった人たちをどう対応していくのかが大事である。

事務局：グラフについても説明の文章に対応した強調や文字を太くするといった工夫で、もう少し見やすくなるようにと会長からも指示があったため、それも踏まえて検討する。

会長：次はP10～11の基本方針についてだが、いかがか。

会長：P11の「基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実」の説明文については、冒頭文字を1マス空けるように。他は、いかがか。

各委員：特になし。

会長：では、次のP12以降の「5 基本目標及び施策の展開」については、いかがか。

事務局：「●」の箇所は、ページ数が固まってから、ページ番号を記載する。

会長：P12～P16の「基本目標1 相談体制の整備と充実・周知」について、いかがか。

委員：先程の「どこ（だれ）にも相談できなかった」という回答が多かったとのことだが、それにつながるような施策というのは、この中ではどこに当たるのか。相談に来た人はいいが、相談に来ない人に対しては、考えないといけない。例えば、相談機関が分かるように、いろんなところにパンフレットを置くといったことはどうか。

事務局：P14の「施策4 相談窓口の市民への周知」に記載している。また、先程、障がい児の母親の場合、DV被害の発見が遅くなりがちなうえ、環境を変えることも難しいため、特に注意が必要な立場であるという話が出たが、それについては、P13の「施策2 障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実」の「等」の中の一つとして、文章を記載している。

委員：P12～P13にかけての文章で「相談窓口での不適切な対応による二次的被害の防止」と記載しているが、二次的被害を与える人というのは、相談窓口だけでなく、一般的にどこでも起こり得る。ここは、「そういうことが起こらないようにします。」

という意味の文章なので「二次的加害」ではないか。

副会長：「基本目標 2 早期発見・通報体制の充実」の箇所、被害者の方が「自分はDV被害者だ」ということに気が付いていないことが、結構多い。例えば、子育て支援とか住民票の取り寄せ等で、対応する市役所窓口の職員が「変だな」と思ったら、声掛けを行い、DV被害者ではないかと疑いがあるのであれば、「DV相談室へ行ってみてはいかがですか」などといった声掛けは大事かと思う。相談に行かなかった多くの方は、「こんなのはDV被害に当たらない」と思っていたという人が多い。そういった意味でも、「窓口を案内する」というのは、迅速対応で被害を防ぐ・発見につながることにつながるので、市職員に気を配ってもらいたい意味でも「二次的被害」は記載してもらいたい。

会長：委員ご指摘のとおり、「どこにも相談しなかった」という人が多い。その人達に関して、「窓口がありますよ」と案内しても、なかなか動かないのではないかと思う。気づいていなくて行かない人もいれば、周りから言われても、相談窓口に行くことに躊躇してしまう人もいると思う。

副会長の指摘のとおり、市職員が窓口でいち早く気づいてもらい、声掛けしてもらような取組であるとか、一般市民（被害者の周りの人々）などといった人にも、「被害者と思われる方がいれば、相談窓口がある」という、周りからアプローチしてもらう取組は必要かと思う。

委員：（離婚の）不受理届を出す人がいると思うが、そういった人にも「相談窓口」があるということも一つであると思う。

委員：加害者も（不受理届）を出すと思うが、その場合に相談窓口があることを言っても良いのか。

委員：確かにそれもあるが、「（加害者から）出ていけ。追い出さず」と言われている被害者が不受理届を出していることは多い。

委員：被害者は経済力が無いことが多いので、「離婚されたら困る」という意味で不受理届を出している人は多い。

委員：そういった被害者の中には、「DVと思っていない」人も多い。「私がちゃんとしていないから」などと思ひ込み、人からや本などで「不受理届」の存在を知り、出す人は多いので、そういった人達には、相談窓口の存在を明かしてもいいと思う。

会長：次は、「基本方針Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実」のP16からP18までの文書については、いかがか。

会長：ないようであれば、次の「基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実」のP19からP24までの文書については、いかがか。

副会長：P19の文中にある「アドボカシー※」となっている。「※」は言葉の説明を意味していると思うが、言葉の説明が見当たらない。

事務局：第2期計画においてもそうであったが、冊子の巻末に「用語解説」を設けている。語句の後ろに、説明文を設けるべきか。第2期計画と同様にすべきか。

委員：語句の後ろに説明文を記載している方が読み手に親切ではないか。

事務局：何回も出ている語句については、「用語解説」に掲載することでよろしいか。また、1回しか出てこない語句にはついては、語句の後ろでよろしいか。

委員：巻末での用語解説と、ページ毎での語句の後ろ、両方あると良いと思われる。

会長：それについては、疑問を覚える。事務局が言われたとおりのほうが良いように思える。

委員：用語解説は「あいうえお順」に記載されているが、語句の中には説明文が長いものがある。

会長：説明が短いもので1回しか出てこないものについては、語句の後ろに説明文を記載し、何度も出てくる語句または説明が長いものについては、巻末の用語解説で説明ということでよろしいか。事務局もそれでよろしいか。

事務局：問題なし。

委員：P20の「市営住宅の申込枠に、DV被害者の枠を設けています。母子家庭については一時的に母子生活支援施設の入所が可能ですが、いずれも制度上の制約から対象者が限定されています。」と記載されている。市営住宅も色々と制約があるが、「母子生活支援施設の利用に制約がある」と記載してしまうと、「(制約に該当して)逃げ場がない」と思うのではないか。避難する時は、こういう逃げる場所、生活できる



場所があると分かってもらえる文章が良いのではないか。制約とはおそらく、子どもの年齢のことを言っていると思われるが、いかがか。

会長：委員ご指摘のとおり、ストレートに読んでしまうと、そういった解釈になる人もいると思われる。

委員：人に聞く前に、助けを求める前に、「ダメなんだ」と思ってしまう人もいると思う。

委員：被害者の方に、子どもが16歳以上は無理なんだと思われるのも、支援者側としては嫌である。

会長：表現の工夫について、事務局いかがか。

事務局：指摘のとおり、文章を見直す。

会長：他はいかがか。

また、P22の基本目標9「施策1 公的機関、保健、医療機関との連携・継続的な心身のケアの充実」において、事務局が、医療機関の情報提供についての文章を見直したところであるが、ここはいかがか。

委員：特に異議なし。

会長：P25からP30の「基本方針IV DVを許さない社会づくり」の文章については、いかがか。

1点確認を願いたいものがあるが、P25の「基本目標12 市民への啓発の推進」の「現状と課題」の文章中に、「DVの加害者にも被害者にもならないよう予防のための取り組みとして、小学生、中学生、高校生、大学生等の若年層に対しての啓発が大切です。」と記載している。事務局との話の中で、DVと言えば、「デートDV」も入るので、「中学生、高校生、大学生」は外せないが、「小学生」はどうすべきかと話が出た。小学生でも付き合っている子はおり、女子からもらった手紙を他の男子に見せるといった行為も見受けられる。そのため、「小学生」も文章に入れているが、「小学生、中学生、高校生、大学生」と全部羅列している。

この表現について、意見をお願いしたい。

事務局：「小学生」という言葉については、第2期計画にはなかったのだが、委員のご指摘があり、追記しているものである。

副会長：入れた方が分かりやすい。最近では、幼稚園でも彼氏彼女がいる。小学生になったら「付き合っている」ことが多い。仮に「被害・加害」がなかったとしても、啓発という意味でも、早いうちから知ってもらうことは大事。自分の親が「被害・加害」の関係で、まれに子が背中を押してくれたという声も聞くので、小学生からの早めの啓発はすべき。

会長：「小学生」は明記するということでよろしいか。

事務局：並べ方として「大学生・高校生・中学生・小学生」としたほうが違和感はないか。文中では、「加害者にも被害者にもならないために」と「加害者」が先に記載されているので、「大学生」から記載した方が違和感がないのかもしれない。

会長：それでは、「被害者にも加害者にも」と「加害者」と「被害者」を逆にしたらどうか。普通は、どちらが先なのか。

委員：どちらの場合もある。

会長：事務局にきくが、先ほど言った「被害者にも加害者にも」と「加害者」と「被害者」を逆にしたら、違和感はないか。

事務局：文脈のイメージから言えば、若年層という言葉から始まっている。若年層は「被害者」の方が多いのではないか。

委員：若年層であっても「被害者」「加害者」はいる。小学生の中には、力による支配を身に着けている子どもも中にはいる。そういう時に、すごいと思うのは、周りの子どもが巻き込まれていない、傍観者がいないということである。力による支配を身に着けているというのは、クラスの中でどういう行動をすれば、注目が集まり、周りを思い通りにできるかというのをすでに身に着けていることであるが、そういった子どもと出会ったときに、何人かは巻き込まれるというクラスもあるし、そうではないクラスもある。巻き込まれない子は、「無関心ではなくて、そのやり方には着いていかない」と意思表示している。そういった傍観者にならない人達がキーパーソンであると思っている。

啓発で大事なものは、そういった人たちを増やしていくことである。

文脈以前に、「できるだけ早く知ってもらう」という文言を入れることも大事である。市民の方が分かるような書き方が良い。

個人的に、文中にある「力の支配による人間関係をなくすことが必要」と記載して

いるが、これには共感が持てる。

委員：しつけと称した暴力から子どもを守るということで、そういったことは犯罪になるということも書き足しても良いと思う。

会長：委員からの指摘のとおり、「しつけと称した暴力」とDVの関係もあるので、文章を見直すということによろしいか。

委員：異議なし。

会長：全体を通して、いかがか。

事務局：「二次的被害」についてであるが、警察の方では「二次的被害」と使うことが多い。兵庫県の資料でも「二次的被害」と使っている。今回使用する「二次的被害」と同じ意味で使っていると思われるため、市で「二次的加害」と使うと、何が違うのかという混乱が出てくるかもしれないと考える。

委員：整合性を合わせるという意味では、それでいいとは思いますが、「二次的被害を与えない」というのと、「二次的加害をしない」というには、言葉のニュアンスや響きが違う。

他人事ではなく、自分事と認識しやすいのではと思うが、「整合性」ということであれば、それで問題ない。

会長：委員の意見を参考に、加筆をするのであれば、P14 の基本目標 1 「【施策 5】相談窓口での二次的被害の防止」の①の文中に、「相談窓口職員の不適切な対応による二次的被害（相談窓口職員の二次的加害を指す）」といったニュアンスの言葉を文章の中に入れてもいいのではないかと。

よく知る人は、二次的被害と言われてすぐ分かると思うが、そうでない人は、「どうしたことだろう」と思ってしまうかもしれない。他の委員はいかがか。

事務局：職員としては、「支援する側」という認識があるので、「加害を与える」ということは意識していない。

会長：私の職場では、職員の姿勢としては、学生の進学ということで啓発とか色々しているが、それが浸透している部署もあれば、そうではない部署もある。学生が傷ついたという声も中にはある。そういった意味でも現状としては、あるかもしれない。

副会長：基本的にはどちらでも良いと考える。二次的被害の方が、よりベターではないかと思っている。その理由としては、二次的加害だと、職員が故意に被害を与えるというイメージがある。そうではなく、職員は傷つけるつもりはないが、受ける側とすれば、中立的な言葉でも傷つくことがある。それを防ぎたい。被害者から見てそれが被害と思うのであれば、思うような言葉を投げかけない。  
職員が過失であってもそれを生み出さないという意味合いをより出すのは、「二次的被害」という言葉であると考えている。  
県との整合性を合わせるという理由以外に、どちらがいかと問われれば、「二次的被害」がいいと思う。

会長：指摘のとおり。二次的被害を全面に出すという自体はそれでいいと思うが、職員から見た時に、「二次的被害の防止」という言葉でイメージがわくのか。「加害」という言葉を入れることで、「気を付けなければならない」という意識が芽生えるのか。

事務局：職員の自覚という意味では、研修等で「結果的に加害になってしまうことがある」ということは必要と考えるが、文面として客観的に見た場合、「加害」では、「加害行為」をイメージしやすいかと。職員自身は、「加害を与える」という意識ではない。ただ、結果的に、不適切行為になることはあるかもしれない。  
であるから、計画の文面では、「加害」という言葉は、控えていただきたい。

会長：事務局の意見ももつともである。各委員も事務局の意見により、「二次的被害」ということでよろしいか。

各委員：異議なし。

会長：他はいかがか。

会長：P2の「配偶者からの暴力（DV）とは」の文中に、「ちなみに、一般使用されている」とあるが、「ちなみに」という言葉はいらないのでないか。

事務局：ご指摘のとおり。修正する。

委員：P30の基本目標16【施策2】民間支援団体に対する支援」の文章の意味は、そこがどういう支援をしているかという情報収集をするということだと思うが、「民間支援団体に対する支援を国や県に働きかける」という文章にはできないか。支援という

か調整というか、そういう言葉はいかがか。

事務局：「県等への働きかけ」と記載しているが、その表現が弱いということによろしいか。

委員：「等」の中に国も入っているということによろしいか。

事務局：「県を通じて」という意味でもある。

委員：それであれば、よろしい。

会長：以上によろしいか。

各委員：異議なし。

会長：その後、何か気付いた点等があれば、意見記入用紙に記入いただき、10月末日までに、事務局に提出をお願いしたい。また、資料①用語解説の確認、今後の計画案の軽微な修正については、会長に一任していただくことによろしいか。

各委員：異議なし。

## (2) その他

(各委員、特になし)

## 5 次回の日程、その他連絡事項について

(事務局より説明)

## 6 閉会

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和元年(2019)年 12月 26日

署名委員 山中典子

署名委員 石崎和美